

「深谷市における放射線量測定及び除染に関する基本方針」について

■ 目的等

福島第一原子力発電所事故にともない飛散した放射性物質は、原子力発電所周辺のみならず、東北、関東、新潟県等、広大な範囲に影響を及ぼしています。

深谷市では、生活空間における放射線量目標を定め、放射線量測定及び除染に関する当面の基本方針を定めることとしました。

なお、この基本方針については、国・県からの新たな情報や、事故処理の進展等により改定していく予定です。

■ 日時・場所

平成 23 年 11 月 14 日に制定しました。

放射線量測定を、これまで実施していた空間線量の測定に加え、周辺よりも放射線量が高い領域の測定を、小児への影響を配慮して保育園、学童保育室、幼稚園、小学校、中学校及び公園から実施して参ります。

■ 概要

- ・生活空間における、追加被ばく線量の目標を年間 1 ミリシーベルト以下とします。
- ・周辺よりも放射線量が高い領域（いわゆるホットスポット）を含めて、放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える測定地点があった場合、除染や立ち入り禁止などの処置を行います。

■ その他

【参考】

- ・保育園、学童保育室、幼稚園、小学校、中学校及び公園で、今回の測定予定場所は、約 210 カ所です。
- ・これらの施設の測定、除染や立ち入り禁止などの処置が完了した後、順次、道路、庁舎及びその他施設についても、調査計画を策定し、段階的に測定していきます

■ 問い合わせ先

東日本大震災対策本部

放射能対策部会 事務局 環境水道部環境課

電話：585－5150 FAX：585－0165